

2023 年度 高度実践看護師教育課程申請手続き

2023 年度申請手続き（専門看護師 38 単位、ナースプラクティショナー46 単位申請用）

高度実践看護師教育課程の認定等を申請する機関は、高度実践看護師教育課程認定規程および細則に則り、以下の書類と所定の審査料の振込控のコピー（または振込済が分かる書類）を添えて、日本看護系大学協議会事務局までご提出ください。

審査対象となる教育課程は、当該大学の学則や履修規程等において「高度実践看護師の教育課程であること」が明示されている必要があります（日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程認定規程第4条(1)）。

1. 申請年度

申請年度については、以下のとおりです。

1) 大学院の設置認可を受けていることが申請の要件となります。

2) 専攻教育課程の開設を希望する年度の前年度に申請してください。〔但し、新設大学院を除く。以下3)を参照〕

*例えば、2024 年度に専攻教育課程として開設を希望する大学院は、2023 年度に申請し、認定された場合、2024 年度から専攻教育課程が開始になります。

*添付資料のシラバス等については、2024 年度に開講予定のもので、審査対象科目の具体的な教育内容を含んでいることが求められます（電子媒体のみで学生へ提示し、実物の冊子として存在しない場合は、該当箇所をプリントアウトしたものを提出してください）。

3) 新設大学院において、同時に高度実践看護師教育課程として開設を希望する場合は、大学院を開設した年度に専攻教育課程を申請してください。

*例えば、2023 年 4 月に開設した新設大学院において、大学院開設と同時に専攻教育課程の開設を希望する場合は、2023 年度に専攻教育課程の審査申請をしてください。

*添付資料のシラバス等については、2023 年度に開講しているもので、審査対象科目の具体的な教育内容を含んでいることが求められます（電子媒体のみで学生へ提示し、実物の冊子として存在しない場合は、該当箇所をプリントアウトしたものを提出してください）。

4) 再申請の場合

*専攻教育課程の審査において認定されなかった場合は、いずれの場合でも、再度、専攻教育課程の開設を希望する年度の前年度に申請してください。

また、申請する年度に、すでに学生が在籍している場合、上記2) 4)については、申請した年度の翌年 4 月からの課程認定になります。認定年度以前に在籍していた学生については、単位取得後に受験資格審査を受ける手続きが必要になる場合がありますので、詳細は日本看護協会へお問い合わせください。

上記3) の新設大学院においては、開設 1 年目に申請が行われ教育機関として認定された場合、1 年目に 1 年次学生として在学していた院生に限り、課程認定とすることができます。

5) 有効期間

上記2) 3) いずれの場合でも、専攻教育課程開設年度から 10 年間で認定の有効期間となります。

*申請に際しては、高度実践看護師教育課程認定委員会で事前相談を行っていますので、お問い合わせください。特に、大学院開設と同時に高度実践看護師教育課程の開設を希望する場合には、大学院の認可申請の準備をする際に、上記委員会にも同時にご相談ください。その場合は、余裕

を持って、お問い合わせください。

2. 申請期間

2023年7月1日（土）～7月31日（月）（必着）

*この期間以外は原則的に受け付けませんのでご注意ください。

3. 申請書類・添付資料

申請書類・添付資料については、以下をご参照のうえ、指定の様式がある場合はそれに沿って作成してください。

様式は、日本看護系大学協議会ホームページ

(<https://www.janpu.or.jp/activities/committee/point/>) よりダウンロードすることができます。

	専門看護師 38単位	ナースプラクティショナー 46単位
新規・再審査申請	P58	P129
更新審査申請	P59	P130
科目の追加・科目内容・ 科目単位の変更審査申請	P60	P131
大学・研究科・教育課程・ コース・科目名の変更届け出	P60	P131

【申請書類提出についてのお願い】

- ・申請書類等は A4 縦サイズに整え、左端に 2 穴を開けてファイルで綴じてご提出ください。
- ・共通科目の申請書類等は、事務局保存用として全ての申請科目の必要書類を綴じたファイルを 1 部作成し、表紙と背表紙に「大学院名」と「共通科目」と明記してください。
- ・専攻教育課程の申請書類等は、事務局保存用として 1 部作成し、表紙と背表紙に「大学院名」と「専攻教育課程名」を明記してください。
- ・事務局保存用ファイルの 1 枚目に、事務連絡先(担当者名、電話番号、メールアドレス、住所)を明記してください。
- ・適宜、項目ごとに仕切りカードを入れ、インデックスを付けるなどしてください。
- ・学則や履修規程等において、高度実践看護師の教育課程である旨について明記されている箇所、および授業単位と時間・授業回数について明記されている箇所にマーキングをし、付箋を貼付してください。
- ・複数大学院による高度実践看護師教育課程の場合は、共同、連合、または連携する大学院等を明示した協定書等の写しを提出してください。
- ・書類の発送にあたっては、提出書類に不備がないか確認表にてご確認のうえ、チェック済みの確認表を同封してください（確認表はホームページよりダウンロードできます）。

4. 電子データの提出について

申請時（事務局確認後）と認定後（審査結果通知後）の2回、電子データでの書類提出をお願いします。提出方法は以下のとおりです。

■申請時：

7月31日までに3. の書類を提出していただいた後、事務局にて書類の内容を確認します。不足書類等がある場合は、追加・修正を依頼します。この段階で事務局から電子データでの書類提出を依頼しますので、申請書類一式をPDFにし、まとめたフォルダを事務局が指定するデータ提出用クラウドサービスを使用して、ご提出いただきます。

■認定後（審査結果通知後）：

- ①審査の過程で追加・修正があった場合は、認定された最終の資料（修正後の資料一式）
 - ②「高度実践看護師教育課程認定委員会事務局より結果を通知した、認定日・有効期間を記載した承認後の照合表」をスキャンしたもの
 - ③認定表
- 以上①～③を事務局が指定するデータ提出用クラウドサービスを使用して、ご提出いただきます。

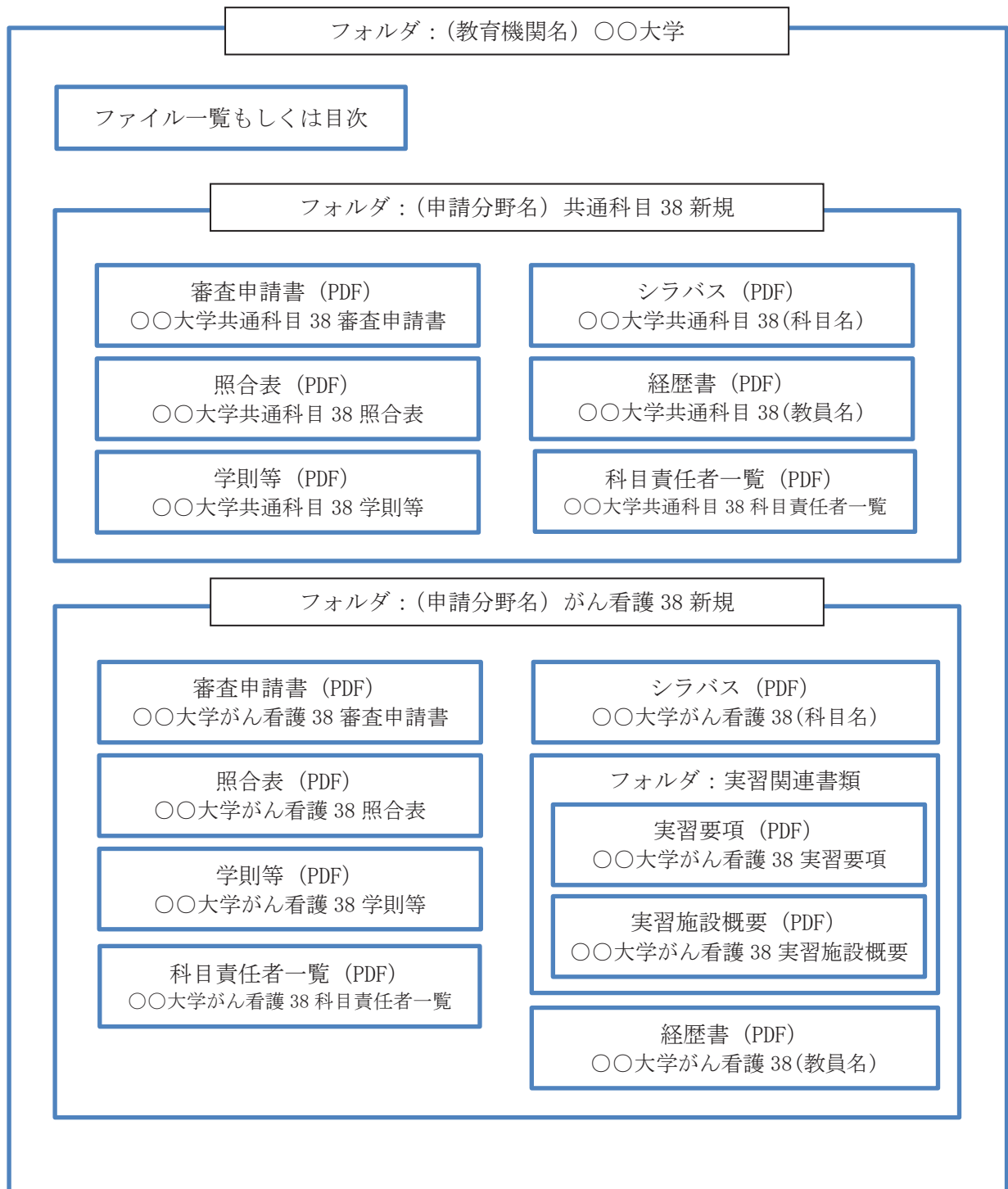
<作成方法>

- 1) 電子ファイルで作成した書類は、そのままPDF形式に変換して作成してください。
- 2) 電子ファイルが存在しない書類はスキャナ等で読み取る等の方法で作成してください。
- 3) PDFファイルは項目ごとに分割し、項目内容がわかるファイル名をつけてください。
(シラバスは科目ごと、経歴書は個人ごとの個別PDFファイルにしてください。)
- 4) 大学院で複数の申請がある場合は、共通科目と専攻分野等がわかるようにフォルダで分けて、それを一つの提出用フォルダにまとめてください。
- 5) フォルダのデータ名称は、「大学院名」と収められている「共通科目」「専攻教育課程名」等を記載してください。例) ○○大学大学院（共通科目・がん看護）
- 6) ファイル一覧や目次なども併せてご提出ください。

<注意事項>

- 1) 【様式13】大学・研究科・教育課程・コース・科目名称に関する変更届け出書についてはデータ化は不要です。
- 2) 認定後に提出いただく申請データについては、審査の過程で赤字・マーカー等をした部分はすべて黒字にしてご提出ください。
- 3) 認定後（審査結果通知後）に提出する照合表は、「高度実践看護師教育課程認定委員会事務局より結果を通知した、認定日・有効期間を記載した承認後のもの」をスキャンしてご提出ください。

《提出用フォルダの階層例》 ※2行目はファイル名の例



★ファイル作成に関するお願い★

- すべてのファイル (PDF) は、内容がわかるようなファイル名にしてください。
- シラバスは科目ごと、経歴書は個人ごとにファイルを作成してください。なお、経歴書の担当科目名欄は、担当するすべての科目を記載いただいて構いません。
- 他、参考資料や説明資料があれば追加ください。
- ファイル一覧もしくは目次を作成しご提出ください。

5. 審査料

下記一覧表にて金額をご参照のうえ、7月末日までに下記の日本看護系大学協議会会費納入口座に振り込み、振込控のコピーを申請書類に添えて提出してください。電子振込等で納入控えがない場合には、任意の書式で金額および納入日時について記載した文書を添付してください。

請求書が必要な場合には、日本看護系大学協議会事務局にご連絡ください。

金額について不明な場合は、事前に事務局までお問い合わせください。

高度実践看護師教育課程認定審査料一覧

申請種類	審査料
新規申請（共通科目） ※大学として初めて申請する場合	110,000 円（税抜 10 万円） （1 大学につき）
新規申請（専攻教育課程） ※大学として初めて申請する場合、もしくは既に他の専攻教育課程が認定を受けていて異なる専攻教育課程を申請する場合	1 専攻教育課程につき 110,000 円（税抜 10 万円）
再申請（共通科目）	申請科目数×22,000 円 （税抜 20,000 円）
再申請（専攻教育課程）	1 専攻教育課程につき 110,000 円（税抜 10 万円）
更新申請（共通科目）	110,000 円（税抜 10 万円） （1 大学につき）
更新申請（専攻教育課程）	1 専攻教育課程につき 110,000 円（税抜 10 万円）
共通および専攻教育課程の科目の追加・科目内容の変更、科目単位の変更による申請	1 科目につき 22,000 円 （税抜 20,000 円）
大学・研究科・教育課程・コース・科目名の変更の届け出、認定期間中の辞退届及び科目の取り下げ	無料

<振込先>できるだけ郵便振替をご利用くださいますようお願い致します。

<p>●郵便振替</p> <p>口座名称：一般社団法人 日本看護系大学協議会</p> <p>口座番号：00140-3-688456</p>	<p>●銀行振込</p> <p>銀行名：三井住友銀行 神田駅前支店</p> <p>口座種別：普通預金</p> <p>口座番号：1768867</p> <p>口座名称：一般社団法人 日本看護系大学協議会</p>
---	--

6. 申請書類の提出先

宅配便・ゆうパック等にて、下記までご送付ください。

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-11-5 大沢ビル 6階
一般社団法人 日本看護系大学協議会事務局
TEL：03-6206-9451

7. 申請、及び審査のスケジュール

時期	JANPU 事務局・APN 事務局	申請校
申請前	事前相談の対応 共通科目：APN 認定委員会委員長等 専攻教育課程： 各専門分科会委員長・副委員長 事務的な内容： JANPU 事務局・APN 事務局	事前相談
7月1日～7月31日	申請受付	申請書類（紙媒体）の提出
8月	申請書類チェック 不備がある場合修正依頼	追加修正書類の提出 申請書類（電子ファイル）の提出
9月下旬～10月上旬	第1回 APN 教育課程認定委員会 共通科目の審査 必要に応じ追加修正依頼	追加修正書類の提出
9月下旬～11月	各専門分科会開催 専攻教育課程の審査 必要に応じ追加修正依頼 専攻教育課程の再審査 必要に応じ再修正依頼	追加修正書類の提出 再追加修正書類の提出
12月中旬	第2回 APN 教育課程認定委員会 共通科目の再審査 必要に応じ再修正依頼	再追加修正書類の提出
1月初旬	第3回 APN 教育課程認定委員会 共通科目・専攻教育課程の審査確定	
1月下旬～2月初旬	審査結果通知 認定表・電子データ提出依頼	認定表（様式6、7）の提出
2月	認定証発行 文部科学省・厚生労働省・日本看護協会等関係機関への通知	認定証（様式4）受領
3月	次年度教育課程基準・審査要項発行 次年度高度実践看護師教育課程申請の説明会	最終申請書類電子ファイル提出
次年度4月		認定された教育課程の開始

8. 審査結果の通知

2024年2月末日までに、申請者宛に通知いたします。審査状況および結果について、問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

9. 審査期間中および認定有効期間の開始までに、科目担当者に変更があった場合

審査期間中および認定通知後から教育課程の開始までに、科目担当者の変更がある場合は、再度科目担当者の審査が必要になります。至急、APN事務局に連絡をしてください。

以下の必要書類を、提出してください。

- 1) 理由書（科目担当者が急遽変更となった理由、科目名と変更となった教員名について記載した公文書；指定の様式はありません）
- 2) 新たな科目担当者の経歴書（様式15-1（参考資料））
- 3) 新たな科目担当者の氏名が記載されたシラバス

10. 注意事項

1) 26単位の有効期限

・26単位の教育課程は、2020年度（2021年3月）で終了になりましたが、2020年4月に入学した大学院生（3年コースの場合、2019年4月入学者を含む）は、入学した年度の教育課程が修了時まで保証されますので、26単位の教育課程修了生として認定試験を受けることはできます。

※ただし、日本看護協会の認定試験において、26単位の教育課程を修了した者が受験できるのは、2023年度までとなります。（2023年度という設定は、2020年4月の入学者のうち3年コースの26単位修了者が受験することを想定し、26単位の教育課程修了後、3年間を移行期間として定められたものです。）2023年度までに修了生が受験を終えられるよう、学生への周知をお願いいたします。（別紙①参照）

2) 再申請や科目の追加における照合表の記載方法

- ・照合表は、前回認定されたものと、今回審査を受ける科目全体を記入してください。新規申請に準じて書類を準備してください。また、前回認定された単位（再申請の場合は2年間有効）がありましたら、ご記入ください。（別紙②参照）
- ・もし既に認められた科目の内容に変更があった場合は、変更の説明書き（様式12-1又は12-2）が必要です。

11. 申請についての問い合わせ先

一般社団法人 日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程認定委員会事務局（APN事務局）
（日本看護系大学協議会事務局内）

委員長 湯浅美千代

E-Mail : apn@janpu.or.jp

TEL : 03-6206-9451、FAX : 03-6206-9452

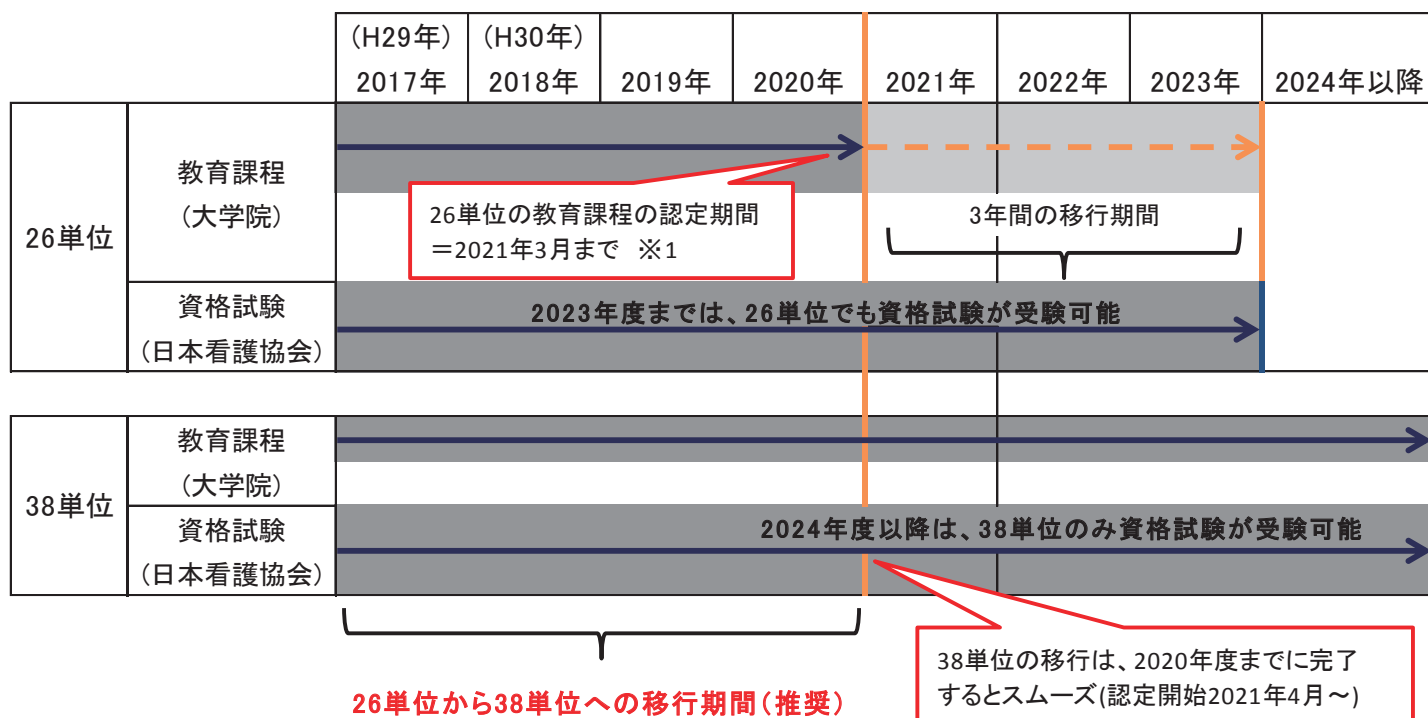
※なるべくメールでのお問い合わせをお願いいたします。

※下記、日本看護系大学協議会のホームページに、高度実践看護師教育課程認定審査に関するQ&Aが掲載されておりますので、ご確認ください。

<https://www.janpu.or.jp/download/pdf/faq.pdf>

(別紙①)

26 単位と 38 単位の移行と審査方法について



※1=2020年4月に26単位の教育課程でスタートし、3年コースで卒業した場合は(2023年3月卒業)、2023年度に26単位で資格試験を受けられる。

- 大学院での教育課程は、2021年3月で有効期限を迎えるが、2020年度までの入学者に対し、2021年～2023年までは移行期間として、26単位の教育を継続することができる。また、資格試験もこの移行期間内であれば、26単位での受験が可能。

ただし、2024年以降は26単位の受験ができなくなるので、該当する修了生にご周知ください(2024年度認定審査から38単位のみ受験になります)。

26単位修了者については、コース外修了者とし、不足分の12単位を修得した上で受験が可能となります。そのため、2023年度認定審査に26単位で申請し不合格になった場合は、2024年度以降の認定審査(再受験を含む)までに不足分の12単位以上を取得することが求められます。詳しくは、日本看護協会へお問い合わせください。

(別紙②)

再申請・科目の追加変更の記載例

【様式2-1 (専門看護師38単位申請用)】

共通科目Aの照合表

申請大学院名： 〇〇〇大学大学院

*認定日(西暦)

年 月 日

*有効期間(西暦)

年 月～ 年 月

基準の科目名	大学院該当科目	その科目の内容	単位		※ 認定 単位
			履修 単位	申請 単位	
看護教育論	看護教育論	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 前回認定された科目や単位がある場合は、認定単位を()付きで記入し、その下に認定年度を付記する </div>	2	2	(2) 2020年度
看護管理論	看護管理論	科目の内容で変更点がある場合は、朱書きする	2	2	(1) 2020年度
看護理論	看護理論		2	2	(2) 2020年度
看護研究	看護研究	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 前回申請時に認められた科目の内容に変更を加えた場合は、変更点を朱書きする </div>	2	2	(2) 2020年度
コンサルテーション論	コンサルテーション論		2	2	(2) 2020年度
看護倫理	看護倫理	科目の内容で変更点がある場合は、朱書きする	2	2	(1) 2020年度
看護政策論	看護政策論		2	2	(2) 2020年度
			*認定合計単位		単位

備考)

1. 複数の大学院該当科目がある場合は、科目間の仕切り線を「大学院該当科目」欄から「認定単位」欄まで入れること。
2. *の欄(認定日、有効期間、認定合計単位)は、記入しないでください。
3. 再申請と、科目の追加・科目内容・科目単位の変更の際は、認定単位の欄に前回認定時の単位を括弧付きで付記し、その下に認定年度を合わせて付記してください(p58, 60 参照)。
4. 前回の認定から今回の申請までの期間に、科目名称の変更が受理されている場合には、変更した科目名称を記載し、その下に(〇〇年度名称変更)と記載してください。
5. 共同教育課程、ならびに連合大学院の場合は、大学院該当科目欄に科目を提供する大学院等の名称を()書きで記載してください。